



犬や猫の飼い方を見直しましょう



犬の登録と狂犬病予防注射をしてください

ID 1472

(別表1) 秋の狂犬病予防集合注射日程

| 地区 | とき | ところ |
|-------------|-----------|---------------------------|
| 渋川・伊香保 | 10月8日(火) | 9:00～9:15 古巻公民館 |
| | | 9:30～9:40 行幸田住宅団地公園 |
| | | 10:00～10:15 金井南町児童公園 |
| | | 10:30～11:00 市役所本庁舎駐車場 |
| | | 11:20～11:30 伊香保体育館前 |
| 小野上・子持 | 10月9日(水) | 9:00～9:15 小野上行政センター駐車場 |
| | | 9:35～9:50 横堀集落センター |
| | | 10:10～10:25 中郷住民センター |
| | | 10:40～11:05 子持行政センター駐車場 |
| | | 11:15～11:30 愛宕神社参集殿 |
| 赤城・北橋 | 10月10日(木) | 9:00～9:15 宮田集成館 |
| | | 9:30～9:45 津久田第二集会所 |
| | | 10:00～10:20 滝沢倶楽部 |
| | | 10:35～10:50 八崎ふれあい館 |
| | | 11:05～11:25 上箱田転作促進集落センター |
| 渋川・子持・赤城・北橋 | 10月12日(土) | 9:00～9:40 市役所本庁舎駐車場 |
| | | 10:00～10:20 子持行政センター駐車場 |
| | | 10:40～11:00 赤城行政センター駐車場 |
| | | 11:20～11:40 旧北橋村役場裏駐車場 |

犬の飼い主には、犬の登録(生涯に1回)と毎年1回の狂犬病予防注射の接種義務があります。今年度まだ注射を受けていない犬の飼い主には、9月下旬にはがきを発送しますので、必ず接種をしてください。

詳しくは、**本環境森林課**(☎2114)へ。

とき 別表1のとおり
費用 ▽登録と注射 1頭6500円 ▽注射のみ 1頭3500円

持ち物 はがき(新規登録の場合は不要)、費用

その他 ▽当日は、犬を押さえられる人が来てください

▽ふんは、必ず飼い主が持ち帰ってください

▽犬の死亡や行方不明、住所や飼い主の変更があったときは、必ず環境森林課へ届け出てください

〈動物病院での登録・注射〉

動物病院でも、令和7年2月末日までは犬の登録と注射ができますが、接種費用のほかに診察料が必要になる場合があります。動物病院で受ける場合も、届いたはがきを忘れずに持参してください。市と委託契約を結んでいる動物病院(別表2)は、登録と注射および鑑札と注射済票交付手続きが同時にできます。

(別表2) 鑑札と注射済票の交付ができる動物病院(3月を除く)

| 病院名 | 所在地 | 電話番号 | 病院名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|--------|-------|-------------|-----|-------|
| おきむら動物診療所 | 渋川(御蔭) | ☎0715 | 高橋獣医科医院 | 榛東村 | ☎4097 |
| 山本動物病院 | | ☎0330 | あおば獣医科医院 | | ☎4360 |
| 飯塚動物病院 | 八木原 | ☎9121 | 星野獣医科医院 | | ☎3080 |
| うつのみや動物病院 | 吉岡町 | ☎3062 | たかはし動物クリニック | | ☎1764 |

犬や猫は愛情と責任を持って適切に飼いましょう

ID 6997

「群馬県動物の愛護及び管理に関する条例」が改正され、10月1日から、犬の社会化、飼い猫の屋内飼養などの努力義務が課されます。犬や猫の飼い方を見直しましょう。

詳しくは、**県動物愛護センター**(☎0270(75)1718)または**本環境森林課**(☎2114)へ。

〈犬の適切な飼い方〉

▽周辺環境に適切できるように訓練を行いましょう

▽欲求不満や外からの刺激が強いと、ストレスでよくほえるなどの行動を起こすので、適度な運動や適切な食事管理をしましょう

▽逃げないように必ずリードを付けて散歩をしましょう

※首輪が緩んで外れたり、リードが傷んで切れたりすることがあるので、定期的に点検をしましょう

▽散歩の時は、袋を必ず持ち、フンは必ず持ち帰りましょう

〈猫の適切な飼い方〉

▽屋外で飼うと、交通事故などの危険だけでなく、他人の敷地に排せつする、他人の所有物に傷をつけるなど、周辺住民に迷惑がかかるので、家の中で飼いましょう

▽みだりな繁殖を防ぐため、不妊去勢手術をしましょう

※市は、猫の去勢・不妊手術費の補助金を交付しています

〈虐待や遺棄の禁止〉

飼い主は終生責任を持ってペットの面倒をみてください。飼えなくなっても、絶対に捨てないでください。犬や猫などの愛護動物を虐待したり捨てたりすると、犯罪行為として懲役や罰金に処せられます。

